

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和5年度）

住 所 〒150-8533
 東京都渋谷区神泉町8-16
 事業者名 東急電鉄株式会社
 代表者名（役職名及び氏名）取締役社長 福田 誠一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・新型車両の導入 (大井町線) ・車両とプラットフォームの段差・隙間の縮小 ・駒沢大学駅におけるEV2ルート目の整備 	<p>大井町線9000系、9020系の更新に向け、車両新造に着手する。 なおこれらの車両については、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」に適合するものである。</p> <p>車両とプラットフォームの段差・隙間の縮小のため、車いすスペースの一部扉箇所においてくし型状ゴムの設置工事を実施する。</p> <p>更なるバリアフリー経路の拡充のために、駒沢大学駅西口に改札口と地上を結ぶエレベーターを新たに整備する。</p> <p>なお「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」に適合するものである。</p>	計画通り実施した。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・定期点検等の必要な措置	・旅客施設及び車両等に対し、各種基準等に定める点検頻度、方法に基づき点検や検査を実施する。また点検、検査結果に基づき詳細な点検や検査、補修、更新等を実施する。	計画通り実施した。
・教育訓練の実施、体制の確保の実施	全ての駅係員や乗務員のサービス介助士の取得率100%を維持する。また障がいをお持ちの方やご年配の方などを含むお客さまへのサービス向上を目的とした接客サービス選手権大会を開催する。合わせて車いすをご利用のお客さま、目や耳が不自由なお客さまへの介助技術に関する訓練を行う。	計画通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・声掛けポート運動	鉄道各社と合同で実施している「声掛けサポート運動」を継続的に実施し、白杖もお持ちのお客さまの乗車、降車時のご案内を今年度も継続する。	計画通り実施した。

・バリアフリーアプリを活用した乗降補助サービス	車椅子をご利用のお客さまが電車を利用する際に、乗車駅と降車駅でスムーズに連携が取れるよう開発したバリアフリーアプリを今年度も継続して使用し、ご案内の強化に努める。	計画通り実施した。
-------------------------	---	-----------

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・東急線アプリの活用	東横線、目黒線を走行している電車内のどの号車にフリースペース、優先席が配置されているかが確認できる機能を提供しており、今年度についても継続する。 なお、2021年度7月より東急線全駅(※)のホームと車両床面の段差・隙間に関する情報も提供している。 (※) 世田谷線・こどもの国線を除く	計画通り実施した。
・バリアフリールート上やホーム上における案内	車両とプラットフォームの段差・隙間の状況についてエレベーター等のバリアフリールート上に掲示する。またホームドア等の車両とプラットフォームの段差・隙間の目安値を満たす一部箇所にサインを掲示する。	計画通り実施した。
・筆談器・おもてなしガイド	耳が不自由なお客さまへの情報提供を目的とした、筆談器を各駅に設置している。また、放送をお客さまのスマートフォンで文字化して表示するおもてなしガイドアプリを導入しており、今年度も引き続きご案内に活用していく。	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・サービス介助士の取得	全ての駅係員や乗務員のサービス介助士の取得率100%を維持する。	計画通り実施した。
・接客サービス選手権大会の実施	障がいをお持ちの方やご年配の方などを含むお客さまへのサービス向上を目的とした接客サービス選手権大会を開催する。	計画通り実施した。
・介助技術の訓練	車いすをご利用のお客さま、目や耳が不自由なお客さまへの介助技術に関する訓練を行う。	計画通り実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・声掛けサポート運動	鉄道各社と合同で実施している「声掛けサポート運動」を継続的に実施し、白杖もお持ちのお客さまの乗車、降車時のご案内を今年度も継続する。	計画通り実施した。
・事前受付サービスの導入	乗降時に介助が必要なお客さま向けの事前受付サービスを開始。事前にご連絡をいただくことでお待たせする時間を極力少なくし、スムーズなご案内を実施する。	2023年 10月31日開始

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ホームページや東急線アプリにてご案内している各駅のバリアフリー設備の整備状況については、随時最新の整備状況に更新を行っている。
--

(3) 報告書の公表方法

当社HP (https://www.tokyu.co.jp/railway/service/barrier_free/archive/) にて公表する。
--

(4) その他

特に無し。

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和6年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚誘導ブロックの設置の有無	障害者用トイレの有無	案内設備の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子が可能なプラットフォームの数	使用可能な降車設備の有無	転落防止のための設備の有無
渋谷駅	東横線、田園都市線、東京メトロ半蔵門線、副都心線	東京都渋谷区	1,036,352人			○	3	3	10基(10)	51基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	3	○	○
代官山駅	東横線	東京都渋谷区	27,591人		○	○	2	2	2基(2)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
中目黒駅	東横線、東京メトロ日比谷線	東京都目黒区	170,450人		○	○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
祐天寺駅	東横線	東京都目黒区	28,970人		○	○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
学芸大学駅	東横線	東京都目黒区	70,598人			○	1	1	1基(1)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○
都立大学駅	東横線	東京都目黒区	45,350人			○	2	2	2基(2)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
新丸子駅	東横線、目黒線	神奈川県川崎市	25,587人			○	2	2	2基(2)	2基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
武蔵小杉駅	東横線、目黒線	神奈川県川崎市	195,349人			○	2	2	2基(2)	8基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
元住吉駅	東横線、目黒線	神奈川県川崎市	57,713人		○	○	2	2	3基(3)	8基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
日吉駅	東横線、目黒線	神奈川県横浜市	271,898人			○	2	2	4基(4)	8基(0)	0基	1箇所(1)	○	○	○	○	○	○	2	○	○
綱島駅	東横線	神奈川県横浜市	82,967人		○	○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
大倉山駅	東横線	神奈川県横浜市	48,587人		○	○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	2箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
菊名駅	東横線	神奈川県横浜市	94,170人		○	○	2	2	4基(4)	5基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
妙蓮寺駅	東横線	神奈川県横浜市	24,312人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	○	2	○	○
白楽駅	東横線	神奈川県横浜市	39,922人			○	2	2	2基(2)	1基(0)	0基	1箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
東白楽駅	東横線	神奈川県横浜市	15,212人			○	2	2	2基(2)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
反町駅	東横線	神奈川県横浜市	13,050人		○	○	1	1	1基(1)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○
横浜駅	東横線、横浜高速鉄道みなとみらい線	神奈川県横浜市	308,286人		○	○	1	1	4基(4)	26基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○
目黒駅	目黒線、東京メトロ南北線、都営三田線	東京都品川区	254,897人				1		1基(0)	12基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○
不動前駅	目黒線	東京都品川区	28,265人		○	○	2	2	2基(2)	2基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
武蔵小山駅	目黒線	東京都品川区	51,900人		○	○	2	2	3基(3)	8基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
西小山駅	目黒線	東京都品川区	31,458人		○	○	1	1	1基(1)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○
洗足駅	目黒線	東京都目黒区	13,969人			○	2	2	2基(2)	3基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
大岡山駅	目黒線、大井町線	東京都大田区	45,216人			○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
奥沢駅	目黒線	東京都世田谷区	11,973人			○	2	2	2基(0)		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	○	2	○	○
田園調布駅	目黒線、東横線	東京都大田区	29,464人			○	2	2	3基(3)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
多摩川駅	目黒線、東横線、東急多摩川線	東京都大田区	16,641人			○	3	3	2基(2)	9基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	3	○	○
沼部駅	東急多摩川線	東京都大田区	9,937人	○		○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	○	2	○	○
鶉の木駅	東急多摩川線	東京都大田区	18,846人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	○	2	○	○
下丸子駅	東急多摩川線	東京都大田区	30,381人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	○	2	○	○
武蔵新田駅	東急多摩川線	東京都大田区	24,739人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	○	2	○	○
矢口渡駅	東急多摩川線	東京都大田区	24,574人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	○	2	○	○
蒲田駅	東急多摩川線池上線	東京都大田区	156,965人			○	5	5	1基(1)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	5	○	○
大井町駅	大井町線	東京都品川区	112,975人		○	○	1	1	1基(1)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○
下神明駅	大井町線	東京都品川区	8,823人		○	○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
戸越公園駅	大井町線	東京都品川区	12,977人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	○	2	○	○
中延駅	大井町線	東京都品川区	20,487人		○	○	2	2	2基(2)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	2	○	○
荏原町駅	大井町線	東京都品川区	14,734人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	○	2	○	○
旗の台駅	大井町線、池上線	東京都品川区	38,032人			○	4	4	4基(4)	8基(0)	0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	○	4	○	○
北千束駅	大井町線	東京都大田区	7,069人	○		○	1	1	1基(1)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	○	1	○	○

緑が丘駅	大井町線	東京都目黒区	9,786人		○	○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
自由が丘駅	大井町線、東横線	東京都目黒区	132,419人			○	4	4	4基(4)	6基(0)	0基	1箇所(1)	○	○	○	○	○	4	○
九品仏駅	大井町線	東京都世田谷区	12,440人		○	○	1	1	0基		0基	1箇所(1)	○	○	○	○	○	1	○
尾山台駅	大井町線	東京都世田谷区	30,063人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	2	○
等々力駅	大井町線	東京都世田谷区	26,931人			○	1	1	0基		0基	1箇所(1)	○	○	○	○	○	1	○
上野毛駅	大井町線	東京都世田谷区	21,449人		○	○	1	1	1基(1)	2基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	1	○
二子玉川駅	田園都市線、大井町線	東京都世田谷区	138,041人			○	2	2	4基(4)	6基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
二子新地駅	田園都市線	神奈川県川崎市	20,099人		○	○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
高津駅	田園都市線	神奈川県川崎市	27,687人		○	○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
溝の口駅	田園都市線、大井町線	神奈川県川崎市	276,715人			○	2	2	4基(4)	8基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
梶が谷駅	田園都市線	神奈川県川崎市	35,653人			○	2	2	2基(2)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
宮崎台駅	田園都市線	神奈川県川崎市	46,625人			○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	1箇所	○	○	○	○	○	2	○
宮前平駅	田園都市線	神奈川県川崎市	45,219人			○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	1箇所(1)	○	○	○	○	○	2	○
鷺沼駅	田園都市線	神奈川県川崎市	58,430人			○	2	2	2基(2)	5基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
たまげろ駅	田園都市線	神奈川県横浜市	77,074人			○	2	2	4基(4)	8基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
あざみ野駅	田園都市線	神奈川県横浜市	116,404人			○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
江田駅	田園都市線	神奈川県横浜市	31,353人			○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
市が尾駅	田園都市線	神奈川県横浜市	38,083人			○	2	2	3基(3)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
藤が丘駅	田園都市線	神奈川県横浜市	25,127人			○	2	2	2基(2)	2基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
青葉台駅	田園都市線	神奈川県横浜市	96,457人			○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
田奈駅	田園都市線	神奈川県横浜市	9,167人			○	2	2	2基(2)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
長津田駅	田園都市線、こどもの国線	神奈川県横浜市	125,406人			○	3	3	3基(3)	6基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	3	○
つくし野駅	田園都市線	東京都町田市	10,579人			○	2	2	3基(3)		0基	1箇所(1)	○	○	○	○	○	2	○
守ヶ崎台駅	田園都市線	東京都町田市	10,351人		○	○	2	2	2基(2)		0基	1箇所(1)	○	○	○	○	○	2	○
南町田グランドパーク駅	田園都市線	東京都町田市	45,095人		○	○	2	2	2基(2)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
つきみ野駅	田園都市線	神奈川県大和市	10,483人		○	○	2	2	2基(2)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
中央林間駅	田園都市線	神奈川県大和市	94,391人			○	1	1	1基(1)	2基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	1	○
池尻大橋駅	田園都市線	東京都世田谷区	60,918人			○	2	2	3基(3)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
三軒茶屋駅	田園都市線	東京都世田谷区	186,743人			○	2	2	3基(3)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
駒沢大学駅	田園都市線	東京都世田谷区	71,168人			○	1	1	1基(1)	2基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	1	○
桜新町駅	田園都市線	東京都世田谷区	65,657人			○	2	2	4基(4)	4基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
用賀駅	田園都市線	東京都世田谷区	63,244人			○	2	2	2基(2)	2基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
こどもの国駅	こどもの国線	神奈川県横浜市	9,710人	○		○	1	1	0基		0基	0箇所			○	○	○	1	○
恩田駅	こどもの国線	神奈川県横浜市	934人	○		○	1	1	2基(2)		0基	0箇所			○	○	○	1	
五反田駅	池上線	東京都品川区	93,047人				1		1基(0)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	1	○
大崎広小路駅	池上線	東京都品川区	7,045人		○	○	1	1	1基(1)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	1	○
戸越銀座駅	池上線	東京都品川区	18,702人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)			○	○	○	2	○
荏原中延駅	池上線	東京都品川区	12,393人			○	2	2	2基(2)	2基(0)	0基	0箇所	○		○	○	○	2	○
長原駅	池上線	東京都大田区	14,415人			○	2	2	2基(2)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
洗足池駅	池上線	東京都大田区	16,529人	○	○		2	2	2基(2)		0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
石川台駅	池上線	東京都大田区	14,213人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	2	○
雪が谷大塚駅	池上線	東京都大田区	21,632人			○	1	1	3基(2)	2基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	1	○
御嶽山駅	池上線	東京都大田区	22,959人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)			○	○	○	2	○
久が原駅	池上線	東京都大田区	15,247人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	2	○
千鳥町駅	池上線	東京都大田区	14,744人	○	○		2	2	0基		0基	2箇所(2)			○	○	○	2	○
池上駅	池上線	東京都大田区	34,089人			○	2	2	5基(5)	8基(0)	0基	0箇所	○	○	○	○	○	2	○
蓮沼駅	池上線	東京都大田区	7,872人			○	2	2	0基		0基	2箇所(2)			○	○	○	2	○
新綱島駅	東急新横浜線	神奈川県横浜市	11,659人		○	○	1	1	2基(2)	13基(0)			○	○	○	○	○	1	○
新横浜駅	東急新横浜線 相模鉄道 相鉄新横浜線	神奈川県横浜市	71,470人		○	○	2	2	5基(5)	31基(0)			○	○	○	○	○	2	○
(合計) 計89駅					6駅	26駅	87駅	170	168	171基(166)	344基(0)	0基	45箇所(39)	26駅	82駅	86駅	89駅	89駅	88駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和5年度）

住 所 〒150-8533
東京都渋谷区神泉町8-16
事業者名 東急電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 福田 誠一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・新型車両の導入(大井町線)	大井町線9000系、9020系の更新に向け、車両新造に着手する。(2023年度) なおこれらの車両については、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」に適合するものである。	計画通り実施した。

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・定期点検等の必要な措置	旅客施設及び車両等に対し、各種基準等に定める点検頻度、方法に基づき点検や検査を実施する。また点検、検査結果に基づき詳細な点検や検査、補修、更新等を実施する。(2023年度)	計画通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・声かけサポート運動	鉄道各社と合同で実施している「声かけサポート運動」を継続的に実施し、白杖もお持ちのお客さまの乗車、降車時のご案内を今年度も継続する。	計画通り実施した。
・バリアフリーアプリを活用した乗降補助サービス	車椅子をご利用のお客さまが電車を利用する際に、乗車駅と降車駅でスムーズに連携が取れるよう開発したバリアフリーアプリを今年度も継続して使用し、ご案内の強化に努める。	計画通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・東急線アプリの活用	東横線、目黒線を走行している電車内のどの号車にフリースペース、優先席が配置されているかが確認できる機能を提供しており、今年度についても継続する。 なお、2021年度7月より東急線全駅(※)のホームと車両床面の段差・隙間に関する情報も提供している。 (※) 世田谷線・こどもの国線を除く	計画通り実施した。

<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリールート上やホーム上における案内 	<p>車両とプラットホームの段差・隙間の状況についてエレベーター等のバリアフリールート上に掲示する。またホームドア等の車両とプラットホームの段差・隙間の目安値を満たす一部箇所にサインを掲示する。</p>	<p>計画通り実施した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・筆談器・おもてなしガイド 	<p>耳が不自由なお客さまへの情報提供を目的とした、筆談器を各駅に設置している。また、放送をお客さまのスマートフォン上で文字化して表示するおもてなしガイドアプリを導入しており、今年度も引き続きご案内に活用していく。</p>	<p>計画通り実施した。</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士の取得 	<p>全ての駅係員や乗務員のサービス介助士の取得率100%を維持する。</p>	<p>計画通り実施した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・接客サービス選手権大会の実施 	<p>障がいをお持ちの方やご年配の方などを含むお客さまへのサービス向上を目的とした接客サービス選手権大会を開催する。</p>	<p>計画通り実施した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・介助技術の訓練 	<p>車いすをご利用のお客さま、目や耳が不自由なお客さまへの介助技術に関する訓練を行う。</p>	<p>計画通り実施した。</p>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・声かけサポート運動 	<p>鉄道各社と合同で実施している「声かけサポート運動」を継続的に実施し、白杖もお持ちのお客さまの乗車、降車時のご案内を今年度も継続する。</p>	<p>計画通り実施した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事前受付サービスの導入 	<p>乗降時に介助が必要なお客さま向けの事前受付サービスを開始。事前にご連絡をいただくことでお待たせする時間を極力少なくし、スムーズなご案内を実施する。</p>	<p>2023年 10月31日開始</p>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・当社所属の全ての車両に車内防犯カメラを設置している。 ・ホームページや東急線アプリにてご案内している各駅のバリアフリー設備の整備状況については、随時最新の整備状況に更新を行っている。

(3) 報告書の公表方法

<p>当社HP (https://www.tokyu.co.jp/railway/service/barrier_free/archive/)にて公表する。</p>
--

(4) その他

<p>特に無し</p>

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道 (その他)	171編成 (1277両)	170編成 (1274両)	171編成	0編成	0編成	170編成	171編成
(合計)	171編成 (1277両)	170編成 (1274両)	171編成	0編成	0編成	170編成	171編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項（新幹線鉄道にあっては第2項）、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和5年度）

住 所 〒150-8533
 東京都渋谷区神泉町8-16
 事業者名 東急電鉄株式会社
 代表者名（役職名及び氏名） 取締役社長 福田 誠一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・定期点検等の必要な措置	・旅客施設及び車両等に対し、各種基準等に定める点検頻度、方法に基づき点検や検査を実施する。また点検、検査結果に基づき詳細な点検や検査、補修、更新等を実施する。	計画通り実施した。
・教育訓練の実施、体制の確保の実施	全ての駅係員や乗務員のサービス介助士の取得率100%を維持する。また障がいをお持ちの方やご年配の方などを含むお客さまへのサービス向上を目的としたサービス選手権大会を開催する。合わせて車いすをご利用のお客さま、目や耳が不自由なお客さまへの介助技術に関する訓練を行う。	計画通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・声掛けポート運動	鉄道各社と合同で実施している「声掛けサポート運動」を継続的に実施し、白杖もお持ちのお客さまの乗車、降車時のご案内を今年度も継続する。	計画通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・筆談器・おもてなしガイド	耳が不自由なお客さまへの情報提供を目的とした、筆談器を各駅に設置している。また、放送をお客さまのスマートフォン上で文字化して表示するおもてなしガイドアプリを導入しており、今年度も引き続きご案内に活用していく。	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・サービス介助士の取得	全ての駅係員や乗務員のサービス介助士の取得率100%を維持する。	計画通り実施した。
・接客サービス選手権大会の実施	障がいをお持ちの方やご年配の方などを含むお客さまへのサービス向上を目的とした接客サービス選手権大会を開催する。	計画通り実施した。
・介助技術の訓練	車いすをご利用のお客さま、目や耳が不自由なお客さまへの介助技術に関する訓練を行う。	計画通り実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・声掛けサポート運動	鉄道各社と合同で実施している「声掛けサポート運動」を継続的に実施し、白杖もお持ちのお客さまの乗車、降車時のご案内を今年度も継続する。	計画通り実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>・ホームページや東急線アプリにてご案内している各駅のバリアフリー設備の整備状況については、随時最新の整備状況に更新を行っている。</p>

(3) 報告書の公表方法

<p>当社HP (https://www.tokyu.co.jp/railway/service/barrier_free/archive/)にて公表する。</p>
--

(4) その他

<p>特になし。</p>

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況（軌道停留場ごとに記入）

（令和6年3月31日現在）

軌道停留場の名称	路線名	所在地 道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	有人停 留場、 無人停 留場の 別	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	乗降場 の数	段差が解 消されて いる乗降 場の数	エレベ ーター の設置 基数	エスカ レーター の設置 基数	その他 の昇降 機の設 置基数	傾斜路 の設置 箇所数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	車椅子 使用者 の円滑 な乗降 が可能 な乗降 場の数	転落防 止のた めの設 備の有 無
(世)三軒茶屋駅	世田谷線	東京都世田谷区	30839人			○	2	2	基 ()	基 ()	基 ()	3箇所 (3)			-	○	○	2	○
西太子堂駅	世田谷線	東京都世田谷区	734人	○		○	2	2	基 ()	基 ()	基 ()	2箇所 (2)	○		-	-	-	2	○
若林駅	世田谷線	東京都世田谷区	7606人	○		○	2	2	基 ()	基 ()	基 ()	2箇所 (2)	○		-	-	-	2	○
松蔭神社前駅	世田谷線	東京都世田谷区	9531人	○		○	2	2	基 ()	基 ()	基 ()	2箇所 (2)	○		-	-	-	2	○
世田谷駅	世田谷線	東京都世田谷区	7592人	○		○	2	2	基 ()	基 ()	基 ()	2箇所 (2)	○		-	-	-	2	○
上町駅	世田谷線	東京都世田谷区	8814人			○	2	2	基 ()	基 ()	基 ()	2箇所 (2)	○		○	○	○	2	○
宮の坂駅	世田谷線	東京都世田谷区	4002人	○		○	2	2	基 ()	基 ()	基 ()	2箇所 (2)	○		-	-	-	2	○
山下駅	世田谷線	東京都世田谷区	7784人	○		○	2	2	基 ()	基 ()	基 ()	2箇所 (2)	○		-	-	-	2	○
松原駅	世田谷線	東京都世田谷区	3113人	○		○	2	2	基 ()	基 ()	基 ()	2箇所 (2)	○		-	-	-	2	○
下高井戸駅	世田谷線	東京都世田谷区	16566人			○	2	2	基 ()	基 ()	基 ()	3箇所 (3)	○		-	○	○	2	○
(合計) 計10 停留場					7停留場 0停留場	10停留場	20	20	基 ()	基 ()	基 ()	22箇所 (22)	9停留場	停留場	1停留場	3停留場	3停留場	20	10停留場

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和5年度）

住 所 〒150-8533
 東京都渋谷区神泉町8-16
 事業者名 東急電鉄株式会社
 代表者名 取締役社長 福田 誠一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	基準に適合していることから改修の計画なし	

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・定期点検等の必要な処置	旅客施設及び車両等に対し、各種基準等に定める点検頻度、方法に基づき点検や検査を実施する。また点検、検査結果に基づき詳細な点検や検査、補修、更新等を実施する。（2023年度）	計画通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・声かけサポート運動	鉄道各社と合同で実施している「声かけサポート運動」を継続的に実施し、白杖もお持ちの皆さまの乗車、降車時のご案内を今年度も継続する。	計画通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・筆談器・おもてなしガイド	耳が不自由なお客さまへの情報提供を目的とした、筆談器を各駅（係員無配置駅を除く）に設置している。また、放送をお客さまのスマートフォン上で文字化して表示するおもてなしガイドアプリを導入しており、今年度も引き続きご案内に活用していく。	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・サービス介助士の取得	全ての駅係員や乗務員のサービス介助士の取得率100%を維持する。	計画通り実施した。
・A-1コンテストの実施	障がいをお持ちの方やご年配の方などを含むお客さまへの分かりやすい案内放送実施を目的としたA-1コンテストを開催する。	計画通り実施した。
・介助技術の訓練	車いすをご利用のお客さま、目や耳が不自由なお客さまへの介助技術に関する訓練を行う。	計画通り実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・声かけサポート運動	鉄道各社と合同で実施している「声かけサポート運動」を継続的に実施し、白杖もお持ちのお客さまの乗車、降車時のご案内を今年度も継続する。	計画通り実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・当社所属の全ての車両に車内防犯カメラを設置している。 ・ホームページや東急線アプリにてご案内している各駅のバリアフリー設備の整備状況については、随時最新の整備状況に更新を行っている。

(3) 報告書の公表方法

当社HP (https://www.tokyu.co.jp/railway/service/barrier_free/archive/) にて公表する。
--

(4) その他

特に無し

II 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通軌道(その他)	10編成 (20両)	10編成 (20両)	10編成	0編成	0編成	10編成	10編成
(合計)	10編成 (20両)	10編成 (20両)	10編成	0編成	0編成	10編成	10編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。